

平成 27 年度 第 2 回逗子市個人情報保護運営審議会議事概要

- 1 開催日時 平成 27 年 7 月 9 日（木）14：00～16：15
- 2 開催場所 市役所 4 階 第 1 委員会室
- 3 出席委員 立川委員、青木委員、安達委員、篠崎委員、海原委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席説明者 学校教育課：原田教育部次長、川名課長
課税課：宮崎課長、園部係長
資源循環課：石井環境部次長、森下主事
神奈川県警察生活安全部少年育成課：小山課長、一條課長補佐、
齊藤副主幹
- 6 事務局出席者 情報公開課：矢島課長、内田係長、尾崎非常勤事務嘱託員
- 7 議事概要作成者 情報公開課：内田係長
- 8 会議の公開、非公開の別 公開
- 9 傍聴者数 0 人
- 10 議 題
 - （1）逗子市個人情報保護運営審議会議事録について
 - （2）逗子市教育委員会諮問第 2 号 学校と警察との相互連携に係る協定に関する事務における個人情報の取扱い制限の解除、本人外収集、目的外提供及び本人通知の省略について【学校教育課】
 - （3）諮問第 11 号 個人の市民税及び県民税の賦課事務に係る個人情報の目的外提供及び本人通知の省略について【課税課】
 - （4）諮問第 10 号 家庭ごみ処理手数料減免事務に係る個人情報の目的外利用及び本人通知の省略について【資源循環課】
 - （5）個人情報事務登録簿について
 - （6）逗子市個人情報保護条例の改正にかかる解釈運用基準等の改正について
 - （7）その他
- 11 配付資料
 - ・第 2 回逗子市個人情報保護運営審議会次第
 - ・委員名簿
 - ・平成 26 年度第 6 回逗子市個人情報保護運営審議会議事録
 - ・平成 27 年度第 1 回逗子市個人情報保護運営審議会議事録
 - ・【資料 1】逗子市教育委員会諮問第 2 号 学校と警察との相互連携に係る協定に関する事務における個人情報の取扱い制限の解除、本人外収集、目的外提供及び本人通知の省略について【学校教育課】
 - ・【資料 2】諮問第 11 号 個人の市民税及び県民税の賦課事務に係る個人情報の目的外提供及び本人通知の省略について【課税課】

- ・【資料 3】 諮問第 10 号 家庭ごみ処理手数料減免事務に係る個人情報の目的外利用及び本人通知の省略について【資源循環課】
- ・【資料 4】 平成 27 年度第 2 回 個人情報事務登録簿の変更状況集計表
- ・【資料 5】 逗子市個人情報保護条例新旧対照表（確定版）
逗子市個人情報保護条例施行規則新旧対照表（確定版）
- ・【資料 6】 逗子市個人情報保護条例改正表（案）
個人情報保護条例の解釈運用基準案【改訂版】
- ・【資料 7】 逗子市個人情報保護条例関係 規程・要綱・要領等 改正表（案）
- ・【資料 8】 平成 26 年度類型諮問にかかる利用・提供の実施状況
- ・【資料 9】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（案）の制定についての説明会資料

12 新任委員の紹介

事務局より、池部委員の後任として新たに委嘱された海原委員の紹介を行った。

13 審議経過等

（1）逗子市個人情報保護運営審議会議事録について

平成 26 年度第 6 回、平成 27 年度第 1 回逗子市個人情報保護運営審議会議事録について【了承】

（2）逗子市教育委員会諮問第 2 号 学校と警察との相互連携に係る協定に関する事務における個人情報の取扱い制限の解除、本人外収集、目的外提供及び本人通知の省略について【学校教育課】

【以下の付帯意見を追記し、適当である旨の答申をすることで同意】

- （1）学校と警察との相互連携に係る協定書（案）（以下「協定書（案）」という。）の運用に当たっては、協定書（案）第 1 条に記載されている目的を逸脱することのないよう徹底するとともに、警察へ提供する事案については、事前に児童・生徒に対し保護者と連携して十分な支援・指導を積み重ねた上で慎重な判断のもと、真に必要な不可欠な場合のみ提供すること。

また、警察から収集する事案については、収集した情報をもとに児童・生徒の権利及び利益を侵害することのないよう十分に配慮すること。

- （2）学校と警察との相互連携に係る実施要領（案）においても、運用状況について毎年度検証し、その検証結果に応じて必要な措置を講ずる旨の規定を設けること。

- （3）収集・提供した情報の管理については、その秘密の保持を徹底し、協定書（案）に基づいた適正な個人情報の取扱いに努めること。

なお、警察に対しても、協定書（案）に基づいた適正な個人情報の取扱いが徹底されるよう、重ねて要請すること。

（3）諮問第 11 号 個人の市民税及び県民税の賦課事務に係る個人情報の目的外提供及び本人通知の省略について【課税課】

【適当である旨の答申をすることで同意】

(4) 諮問第 10 号 家庭ごみ処理手数料減免事務に係る個人情報の目的外利用及び本人通知の省略について【資源循環課】

【適当である旨の答申をすることで同意】

(5) 個人情報事務登録簿について

新規 国民生活基礎調査（所得票）及び社会保障における公的・私的サービスに関する意識調査に係る事務（社会福祉課）【了承】

プール券発行事務（学校教育課）【了承】

変更 逗子市民生委員児童委員協議会事務局事務（社会福祉課）【了承】

戦没者遺族等助成事業（社会福祉課）【了承】

介護保険料賦課徴収事務（介護保険課）【了承】

不育症治療費助成事業（子育て支援課）【了承】

(6) 逗子市個人情報保護条例の改正にかかる解釈運用基準等の改正について

事務局より、逗子市個人情報保護条例一部改正について、平成 27 年第 2 回市議会定例会において可決され、あわせて同条例施行規則の一部改正も終了した旨報告した。

また、条例改正に伴う同条例解釈運用基準の改正案で、第 1 回審議会において委員より指摘のあった部分を修正し、再度説明を行い、あわせてその他改正が必要な要領等について説明した。

(7) その他

- ・平成 26 年度類型諮問にかかる利用・提供の実施状況について報告した。
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（案）の制定について、情報政策課が主体となり説明会を実施し、現在パブリックコメントを行っている旨、資料をもとに説明した。
- ・特定個人情報保護評価書について、住民基本台帳に関する事務他 15 事業、計 16 事業の特定個人情報保護委員会への提出・公表が終了した旨報告した。
- ・平成 27 年度第 3 回審議会の開催について
次回審議会について、以下の日程で開催することを確認した。

第 3 回 平成 27 年 8 月 31 日（月）午後 2 時～

以上